

- ニ 送気量及び排気量のバランスが適正であること。
- ホ 粉じんを含む空気が坑内で循環又は滞留しないこと。
- ヘ 坑内に排気された粉じんを含む空気が再び坑内に逆流しないこと。
- ト 風管の曲線部は、圧力損失を小さくするため、できるだけ緩やかな曲がりとすること。

## (2) 集じん装置による集じんの実施

事業者は、必要に応じ、次に掲げる事項に留意し、集じん装置による集じんを行うこと。

- イ 集じん装置は、ずい道等の規模等を考慮した上、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものであること。
- ロ 集じん装置は、粉じんの発生源、換気装置の送気口及び吸気口の位置等を考慮し、発散した粉じんを速やかに集じんすることができる位置に設けること。  
なお、集じん装置への有効な吸込み気流を作るため、局所換気ファン、隔壁、エアカーテン等を設置することが望ましいこと。
- ハ 集じん装置にたい積した粉じんを廃棄する場合には、粉じんを発散させないようにすること。

## (3) 換気装置等の管理

### イ 換気装置の点検及び補修等

事業者は、換気装置等については、半月以内ごとに1回、定期的に、次に掲げる事項について点検を行い、異常を認めたときは、直ちに補修その他の措置を講じること。

#### (イ) 換気装置

- a 風管及び換気ファンの磨耗、腐食、破損その他損傷の有無及びその程度
- b 風管及び換気ファンにおける粉じんのたい積状態
- c 送気及び排気的能力

- d その他、換気装置の性能を保持するために必要な事項

#### (ロ) 集じん装置

- a 構造部分の磨耗、腐食、破損その他損傷の有無及びその程度
- b 内部における粉じんのたい積状態
- c ろ過装置にあっては、ろ材の破損又はろ材取付け部分等のゆるみの有無
- d 処理能力
- e その他、集じん装置の性能を保持するために必要な事項

#### □ 換気装置等の点検及び補修等の記録

事業者は、換気装置等の点検を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、これを3年間保存すること。

#### (イ) 点検年月日

#### (ロ) 点検方法

#### (ハ) 点検箇所

#### (ニ) 点検の結果

#### (ホ) 点検を実施した者の氏名

#### (ヘ) 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

## 4 換気の実施等の効果を確認するための粉じん濃度等の測定

### (1) 粉じん濃度等の測定

事業者は換気の実施等の効果を確認するため、半月以内ごとに1回、定期的に次の事項について測定を行うこと。

なお、測定は、別紙「換気の実施等の効果を確認するための空気中の粉じん濃度、風速等の測定方法」に従って実施すること。

また、事業者は、換気装置を初めて使用する場合、又は施設、設備、作業工程若しくは作業方法について大幅な変更を行った場合にも、測定を行う必要があること。

#### イ 空気中の粉じん濃度

#### ロ 風速